社援基発 0701 第 1 号
平成 28 年 7 月 1 日

都道府県
各 指定都市　民主主管部（局）長　殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
（公印省略）

第 29 回介護福祉士国家試験の施行について

標記について、本日、別添のとおり官報公告を行いましたので、ご了知の上、関係者に幅広く周知していただくとともに、試験の実施に当たり、ご協力よろしくお願い申し上げます。

なお、第 29 回介護福祉士国家試験の概要につきましては、下記のとおりです。

1．介護福祉士国家試験の概要

（1）試験期日

ア　筆記試験　平成 29 年 1 月 29 日（日曜日）

イ　実技試験　平成 29 年 3 月　5 日（日曜日）

（2）試験地

ア　筆記試験

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

イ　実技試験

北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、福岡県、沖縄県

（3）試験科目

ア　筆記試験

領域：人間と社会

人間の尊厳と自立、人間関係とコミュニケーション、社会の理解

領域：介護

介護の基本、コミュニケーション技術、生活支援技術、介護過程

領域：こころとからだのしくみ

発達と老化の理解、認知症の理解、障害の理解、こころとからだのしくみ

領域：医療的ケア

医療的ケア

総合問題（上の４領域の知識・技術について横断的に問う問題を、事例形式で出題）

イ　実技試験　介護等に関する専門的技能

（４）受験資格

次のいずれかに該当する者

ア　「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和 63 年２月 12 日社庶第 29 号）及び「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和 63 年２月 12 日社庶第 30 号）に該当する者として、介護等の業務に３年以上従事した者（平成 29 年３月 31 日までに３年以上従事する見込みの者を含む。）であって、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 40 条第２項第２号に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設が行う実務者研修を修了した者（平成 28 年 12 月 31 日までに修了する見込みの者を含む。）

イ　①　学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものにおいて３年以上（専攻科において２年以上必要な知識及び技能を修得する場合にあっては、２年以上）介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者（平成 29 年３月 31 日までに修得する見込みの者を含む。）

②　学校教育法による高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものにおいて、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成 20 年文部科学省、厚生労働省令第２号）別表第５に定める高等学校等に係る教科目及び単位数を修めて、同法第 90 条第２項の規定により大学への入学を認められた者

③　学校教育法による高等学校又は中等教育学校（専攻科及び別科を除く。）において社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正す

る省令（平成20年厚生労働省令第42号）第1条の規定による改正前の施行規則（以下「旧施行規則」という。）別表第1に定める教科目及び単位数を修めて卒業した者（平成29年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）

④　学校教育法による高等学校又は中等教育学校において旧施行規則別表第1に定める教科目及び単位数を修めて、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者

⑤　学校教育法による高等学校又は中等教育学校の専攻科（修業年限2年以上のものに限る。）において旧施行規則別表第2に定める科目及び単位数を修めて卒業した者（平成29年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）

⑥　平成26年3月31日までに学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校において3年以上（専攻科において2年以上必要な基礎的な知識及び技能を修得する場合にあっては、2年以上）介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者であって、介護等の業務に9月以上従事した者（平成29年3月31日までに9月以上従事する見込みの者を含む。）

ウ　インドネシア、フィリピン及びベトナムとの経済連携協定等に基づく外国人介護福祉士候補者であって、介護等の業務に3年以上従事した者（平成29年3月31日までに3年以上従事する見込みの者を含む。）

エ　介護等の業務に3年以上従事した者（平成29年3月31日までに3年以上従事する見込みの者を含む。）のうち、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）による改正前の介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修課程を修了した者であって、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）附則第13条第3号の喀痰吸引等研修（別表第3第1号の基本研修及び同表第2号の実地研修を除く。）を修了したことを証する書類の交付を受けたもの（平成28年12月31日までに修了する見込みの者を含む。）

（5）合格者の発表

平成29年3月28日（火）午後に、厚生労働省および公益財団法人社会福祉振興・試験センターにその受験番号を掲示して発表するとともに、公益財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ上にも掲載する。

（６）受験手続

ア　受験書類の受付期間

平成28年８月10日（水）から９月９日（金）

※当日消印のあるものに限り有効

イ　受験書類の提出先

公益財団法人　社会福祉振興・試験センター

（７）受験手数料

１３，１４０円

（８）試験に関する照会先

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター

所在地　　150－0002　東京都渋谷区渋谷１丁目５番６号

電話番号　03(3486)7521

試験案内専用電話番号　03(3486)7559（音声およびファクシミリ）

ホームページ　http://www.sssc.or.jp/

2．介護福祉士試験委員の公告

試験委員長　根本　嘉昭

副委員長　朝倉　京子　臼井　正樹　遠藤　英俊　川井太加子
川手　信行　谷口　敏代　峯尾　武巳　山野　英伯

委員（筆記）

天野　由以　飯干紀代子　伊藤　秀一　伊藤　直子
井上　善行　梅垣　宏行　梅本　旬子　大木　和子
大原　昌樹　小川　純人　奥田　都子　小倉　毅
金井　守　金子　英司　川越　正平　北村　世都
藏野ともみ　小池　竜司　澤　宣夫　白井　孝子
髙岡　理恵　髙山由美子　田口　潤　竹内　美幸
武田　卓也　辻　哲也　津田理恵子　東海林初枝
永井　優子　長谷　憲明　中村　大介　奈良　環
朴　美蘭　花畑　明美　原口　道子　阪東美智子
柊崎　京子　古田　伸夫　本名　靖　松井　奈美
松本由美子　水谷なおみ　森田慎二郎　八木　裕子
吉賀　成子　吉田　清子

委員（実技）

赤羽　克子　阿部　秀樹　阿部　正昭　安藤　美樹
石井　忍　泉　佳代子　井上　理絵　大崎　千秋
岡田　史　加藤美智子　金津　春江　鎌田　恵子
釜土　禮子　河本　由美　北川香奈子　木村　晴惠
倉持有希子　澤　智之　三瓶　典子　柴田　範子
柴山志穂美　嶋田　直美　髙橋美岐子　髙橋　泰徳
中村　幸子　鍋島恵美子　野村　敬子　畠山　仁美
福沢　節子　藤田　秀剛　藤山　利美　眞鍋　誠子
三木真生子　壬生　尚美　三宅　道子　保倉　寿子
山中由美子　山本かの子　山谷里希子　横井　光治

発行　毎週二回　平成十七年十二月二十一日　第三種郵便物認可

大阪府　大阪府大阪市中央区大手前４丁目１番76号　大阪合同庁舎第４号館　近畿厚生局　郵便番号541―8556　電話番号06（6942）2241　ＦＡＸ番号06（6946）1500

広島県　広島県広島市中区上八丁堀６番30号　広島合同庁舎４号館　中国四国厚生局　郵便番号730―0012　電話番号082（223）8181　ＦＡＸ番号082（223）8155

福岡県　福岡県福岡市博多区博多駅東２丁目10番７号　福岡第２合同庁舎　九州厚生局　郵便番号812―0013　電話番号092（472）2370　ＦＡＸ番号092（472）4474

## 介護福祉士国家試験の施行

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第３項において準用する法第６条の規定により、第29回介護福祉士国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第41条第１項の規定により指定試験機関として指定された公益財団法人社会福祉振興・試験センターが行う。

平成28年７月１日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

1　試験期日

(1)　筆記試験　平成29年１月29日（日曜日）

(2)　実技試験　平成29年３月５日（日曜日）

2　試験地

(1)　筆記試験　北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

(2)　実技試験　北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、福岡県及び沖縄県

3　試験科目

(1)　筆記試験

領域：人間と社会

人間の尊厳と自立　人間関係とコミュニケーション　社会の理解

領域：介護

介護の基本　コミュニケーション技術　生活支援技術　介護過程

領域：こころとからだのしくみ

発達と老化の理解　認知症の理解　障害の理解　こころとからだのしくみ

領域：医療的ケア

医療的ケア

総合問題（４領域（人間と社会、介護、こころとからだのしくみ、医療的ケア）の知識及び技術を横断的に問う問題を、事例形式で出題）

(2)　実技試験　介護等に関する専門的技能

4　試験の方法

(1)　試験は、筆記及び実技の方法により行う。

なお、次に該当する者について、必要な配慮を行う。

ア　身体に障害のある者については、その申請により点字問題、拡大文字問題、チェック解答用紙等による試験を行うほか、試験時間の延長等必要な配慮を行う。

イ　インドネシア、フィリピン及びベトナムとの経済連携協定等に基づく外国人介護福祉士候補者（以下「ＥＰＡ介護福祉士候補者」という。）については、通常の問題用紙に加え、全ての漢字にふりがなが付記された問題用紙を配布するほか、試験時間の延長等必要な配慮を行う。

ウ　外国の国籍を有する者又は日本に帰化した者については、その申請により、通常の問題用紙に加え、全ての漢字にふりがなが付記された問題用紙を配布する。

(2)　筆記試験の出題形式は五肢択一を基本とする多肢選択形式とし、問題に図表等を用いることがある。出題数は125問、総試験時間数は220分間とする。

(3)　実技試験は、筆記試験に合格した者に限り、受けることができる。

なお、一人の受験者の試験時間は「５分間以内」とする。

(4)　次に該当する者は、実技試験を免除する。

ア　５の(1)、(2)のア又は(4)に掲げる者

イ　平成26年４月１日から平成28年12月31日までの間に、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「施行規則」という。）第22条第４項に規定する介護技術講習（以下「講習」という。）を修了した者

(5)　出題基準を別途定め、公益財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ上に掲載する。

5　受験資格

(1)　次に該当する者として、介護等の業務に３年以上従事した者（平成29年３月31日までに３年以上従事する見込みの者を含む。）であって、法第40条第２項第２号に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設が行う実務者研修（以下「実務者研修」という。）を修了した者（平成28年12月31日までに修了する見込みの者を含む。）

ア　児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する障害児通所支援事業を行う施設、児童発達支援センター及び障害児入所施設（障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）第５条による改正前の児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設を含む。）の入所者の保護に直接従事する職員（児童指導員、職業指導員、心理指導担当職員、作業療法士、理学療法士、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員並びに医師、看護師その他医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院として必要な職員を除く。）

イ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）附則第41条第１項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設（障害者総合支援法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第29条に規定する身体障害者更生施設、同法第30条に規定する身体障害者療護施設及び同法第31条に規定する身体障害者授産施設に限る。）、障害者総合支援法に規定する地域活動支援センターを行う事業所又は障害者支援施設の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者（障害者総合支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設（障害者総合支援法附則第45条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の２第１項第１号に規定する精神障害者生活訓練施設、同項第２号に規定する精神障害者授産施設及び同項第４号に規定する精神障害者福祉工場をいう。）、障害者総合支援法附則第58条第１項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設（障害者総合支援法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第21条の６に規定する知的障害者更生施設、同法第21条の７に規定する知的障害者授産施設及び同法第21条の８に規定する知的障害者通勤寮をいう。）、「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」（昭和47年７月22日付け社更第128号）別紙（身体障害者福祉工場設置要綱）に規定する身体障害者福祉工場、「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」（昭和60年５月21日付け厚生省発児第104号）別紙（知的障害者福祉工場設置運営要綱）に規定する知的障害者福祉工場、障害者総合支援法第５条第26項に規定する福祉ホーム及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法

律第167号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設又は隣保館（「隣保館の設置及び運営について」（平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号）別紙1（隣保館デイサービス事業実施要領）に基づく隣保館デイサービス事業を行っているものに限る。）の職員であって主たる業務が介護等の業務であるものを含む。）

ウ　生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設及び更生施設の介護職員

エ　老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームの介護職員

オ　地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）第2条による改正前の障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち共同生活介護を行う事業者の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者

カ　障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、重度障害者等包括支援若しくは共同生活援助又は療養介護を行う事業所の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者

キ　整備法第3条による改正前の障害者自立支援法に規定する児童デイサービスを行っている事業所の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者

ク　指定訪問介護（介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス（以下「指定居宅サービス」という。）に該当する同法第8条第2項に規定する訪問介護をいう。）若しくは指定介護予防訪問介護（同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス（以下「指定介護予防サービス」という。）に該当する地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）第5条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護をいい、医療介護総合確保推進法附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされたものを含む。）又は第一号訪問事業（介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の6第1号イに規定する基準に従って事業を実施するものであって、介護保険法第115条の45の3第1項の指定を受けたものに限る。）をいう。）の訪問介護員等

ケ　指定通所介護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第7項に規定する通所介護をいう。）若しくは指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護をいう。）若しくは指定介護予防通所介護（指定介護予防サービスに該当する旧介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護をいい、医療介護総合確保推進法附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされたものを含む。）若しくは指定短期入所生活介護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第9項に規定する短期入所生活介護をいう。）若しくは指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。）又は第一号通所事業（介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業（介護保険法施行規則第140条の63の6第1号イに規定する基準に従って事業を実施するものであって、介護保険法第115条の45の3第1項の指定を受けたものに限る。）をいう。）を行う施設（老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く。）の介護職員

コ　指定訪問入浴介護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第3項に規定する訪問入浴介護をいう。）又は指定介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問入浴介護をいう。）の介護職員

サ　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（介護保険法第42条の2に規定する指定地域密着型サービス（以下「指定地域密着型サービス」という。）に該当する同法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。）の訪問介護員等

シ　指定夜間対応型訪問介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護をいう。）の訪問介護員

ス　指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護をいう。）又は指定介護予防認知症対応型通所介護（同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス（以下「指定地域密着型介護予防サービス」という。）に該当する同法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。）を行う施設（老人デイサービスセンターを除く。）の介護職員

セ　指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。）の介護従業者

ソ　指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護をいう。）又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。）の介護従業者

タ　指定複合型サービス（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第23項に規定する複合型サービスをいう。）の介護従業者

チ　指定通所リハビリテーション（指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーションをいう。）若しくは指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。）又は指定短期入所療養介護（指定居宅サービスに該当する同法第8条第10項に規定する短期入所療養介護をいう。）若しくは指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。）を行う施設の介護職員

ツ　指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。）又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。）を行う施設の介護職員

テ　老人福祉法に規定する養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム並びに介護保険法に規定する介護老人保健施設その他の施設であって、入所者のうちに身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者を含むものの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

ト　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

ナ　健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項に規定する指定介護療養型医療施設であって、同法第8条第26項に規定する療養病床等により構成される病棟又は診療所（以下「病棟等」という。）における介護職員等その主たる業務が介護等の業務である者

ニ　老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成6年3月厚生省告示第72号）別表第1（老人医科診療報酬点数表）において定められた病棟等のうち、介護力を強化したもの（同告示に基づき、都道府県知事に対し、「老人病棟老人入院基本料（1から4）」、「老人性認知症疾患療養病棟入院料」又は「診療所老人医療管理料」の届出を行った病棟等をいう。）において看護の補助の業務に従事する者であって、その主たる業務が介護等の業務である者

ヌ　医療法第1条の5に規定する病院又は診療所において看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

ネ　ハンセン病療養所における介護員等その主たる業務が介護等の業務である者

ノ　個人の家庭において就業する職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）附則第4項に規定する家政婦のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

ハ　労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第29条第1項第2号に基づき設置された労災特別介護施設の介護職員

ヒ　「重症心身障害児（者）通園事業の実施について」（平成15年11月10日付け障発第1110001号）別紙（重症心身障害児（者）通園事業実施要綱）に基づく「重症心身障害児（者）通園事業」を行っている施設の入所者の保護に直接従事する職員（施設長、医師、看護師、児童指導員及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。）

フ　「在宅重度障害者通所援護事業について」（昭和62年8月6日付け社更第185号）別添（在宅重度障害者通所援護事業実施要綱）に基づく「在宅重度障害者通所援護事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

ヘ　「知的障害者通所援護事業助成費の国庫補助について」（昭和54年4月11日付け児第67号）別添（知的障害者通所援護事業実施要綱）に基づく「知的障害者通所援護事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

ホ　「「地域生活支援事業の実施について」の一部改正について」（平成26年3月31日付け障発0331第1号）による改正前の「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日付け障発第0801002号）別紙1（地域生活支援事業実施要綱）別記11(3)に基づく「身体障害者自立支援」又は別記11(7)に基づく「生活サポート」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

マ　「地域生活支援事業の実施について」別紙1（地域生活支援事業実施要綱）別記9に基づく「移動支援事業」又は別記11(4)に基づく「日中一時支援」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者及び別記11(2)に基づく「訪問入浴サービス」の介護職員（「地域生活支援事業実施要綱の一部改正について」（平成19年6月18日付け障発第0618001号）による改正前の「地域生活支援事業の実施について」の別紙1（地域生活支援事業実施要綱）別記6(12)に基づく「経過的デイサービス事業」を行っていた施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるものを含む。）

ミ　「地域福祉センターの設置運営について」（平成6年6月23日付け社援地第74号）別紙（地域福祉センター設置運営要綱）に基づく地域福祉センターの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

ム　「原子爆弾被爆者養護ホーム入所委託要綱及び原子爆弾被爆者養護ホームの運営に関する基準について」（昭和63年12月13日付け健医発第1414号）に基づく原子爆弾被爆者養護ホームの介護職員

メ　「原子爆弾被爆者養護ホームにおける原子爆弾被爆者デイサービス事業の実施について」（平成5年7月15日付け健医発第765号）に基づく「原子爆弾被爆者デイサービス事業」又は「原子爆弾被爆者養護ホームにおける原子爆弾被爆者ショートステイ事業の実施について」（平成5年7月15日付け健医発第766号）に基づく「原子爆弾被爆者ショートステイ事業」を行っている施設の介護職員

モ　「原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業について」（昭和50年9月19日付け衛発第547号）別添（原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業運営要綱）に基づく「原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業」の原爆被爆者家庭奉仕員

ヤ　介護等の便宜を供与する事業を行う者に使用される者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

なお、「介護等の便宜を供与する事業」は、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日付け社庶第29号）に掲げるものを除き、次のような事業であること。

(ア)　地方公共団体が定める条例、実施要綱等に基づいて行われる事業であって、介護等の業務を行っているもの

(イ)　介護保険法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービス（以下「基準該当居宅サービス」という。）又は同法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービス（以下「基準該当介護予防サービス」という。）を行う事業

(ウ)　障害者総合支援法第30条第1項第2号に規定する基準該当障害福祉サービスを行う事業

(エ)　社会福祉協議会、福祉公社、消費生活協同組合、農業協同組合、特定非営利活動法人等非営利法人が実施する事業（これらの法人から当該事業の実施について委託を受けた者によって実施される場合を含む。）であって、指定居宅サービス若しくは基準該当居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは基準該当介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは第一号訪問事業（介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業（介護保険法施行規則第140条の63の6第1項イ又はロに規定する基準に従って事業を実施するものであって、介護保険法第115条の45の3第1項の指定を受けたものに限る。）をいう。）又は第一号通所事業（同法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業（介護保険法施行規則第140条の63の6第1項イ又はロに規定する基準に従って事業を実施するものであって、介護保険法第115条の45の3第1項の指定を受けたものに限る。）をいう。）に準ずるもの

(オ)　社会福祉協議会、福祉公社、消費生活協同組合、農業協同組合、特定非営利活動法人等非営利法人が実施する事業（これらの法人から当該事業の実施について委託を受けた者によって実施される場合を含む。）であって、障害福祉サービス事業に準ずるもの

(2)　次のいずれかに該当する者

ア　学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものにおいて3年以上（専攻科において2年以上必要な知識及び技能を修得する場合にあっては、2年以上）介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者（平成29年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）

イ　学校教育法による高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものにおいて、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省、厚生労働省令第２号）別表第５に定める高等学校等に係る教科目及び単位数を修めて、同法第90条第２項の規定により大学への入学を認められた者

ウ　学校教育法による高等学校又は中等教育学校（専攻科及び別科を除く。）において社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第42号）第１条の規定による改正前の施行規則（以下「旧施行規則」という。）別表第１に定める教科目及び単位数を修めて卒業した者（平成29年３月31日までに卒業する見込みの者を含む。）

エ　学校教育法による高等学校又は中等教育学校において旧施行規則別表第１に定める教科目及び単位数を修めて、同法第90条第２項の規定により大学への入学を認められた者

オ　学校教育法による高等学校又は中等教育学校の専攻科（修業年限２年以上のものに限る。）において旧施行規則別表第２に定める科目及び単位数を修めて卒業した者（平成29年３月31日までに卒業する見込みの者を含む。）

カ　平成26年３月31日までに学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校において３年以上（専攻科において２年以上必要な基礎的な知識及び技能を修得する場合にあっては、２年以上）介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者であって、５の(1)の介護等の業務に９月以上従事した者（平成29年３月31日までに９月以上従事する見込みの者を含む。）

(3)　ＥＰＡ介護福祉士候補者であって、５の(1)の介護等の業務に３年以上従事した者（平成29年３月31日までに３年以上従事する見込みの者を含む。）

(4)　５の(1)の介護等の業務に３年以上従事した者（平成29年３月31日までに３年以上従事する見込みの者を含む。）のうち、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）による改正前の介護保険法施行規則第22条の23第１項に規定する介護職員基礎研修課程（以下「介護職員基礎研修課程」という。）を修了した者であって、施行規則附則第13条第３号の喀痰吸引等研修（別表第３第１号の基本研修及び同表第２号の実地研修を除く。以下「喀痰吸引等研修」という。）を修了したことを証する書類の交付を受けたもの（平成28年12月31日までに修了する見込みの者を含む。）

6　受験手続

(1)　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

(ア)　受験申込書　施行規則様式第５により作成するとともに、これに記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者については、住民票）に記載されている文字を使用すること。

(イ)　写真　受験申込前６月以内に脱帽して正面から撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのものとし、その裏面には氏名を記載すること。

イ　５の(1)、(2)の カ、(3)又は(4)に該当する者が提出する書類

勤務先等の長（所属長等）の発行に係る実務経験証明書又は実務経験見込証明書

なお、実務経験見込証明書を提出した者にあっては、平成29年４月14日（金曜日）までに実務経験証明書を提出すること。

ウ　５の(1)に該当する者が提出する書類

受験申込書提出の際にすでに実務者研修を修了している者にあっては実務者研修の実施者が交付する実務者研修修了証明書、受験申込書提出後に実務者研修を修了予定の者にあっては実務者研修の実施者が交付する実務者研修修了見込証明書

なお、実務者研修修了見込証明書を提出した者にあっては、平成29年２月３日（金曜日）までに、実務者研修修了証明書を提出すること。

エ　５の(2)に該当する者が提出する書類

学校長の発行に係る卒業証明書（学校教育法第90条第２項の規定により大学への入学を認められた者にあってはこれを証する書面）又は卒業見込証明書（平成20年度以前に入学した者については、卒業見込証明書及び履修見込証明書）

なお、卒業見込証明書を提出した者にあっては、卒業後、直ちに卒業証明書を提出すること（平成20年度以前に入学した者であって、卒業見込証明書及び履修見込証明書を提出した者にあっては、卒業後、直ちに卒業証明書及び履修証明書を提出すること。）。

おって、試験に合格した場合であっても、当該証明書が提出されるまでは、介護福祉士国家試験合格証書は、交付しない。

オ　５の(4)に該当する者が提出する書類

(ア)　介護職員基礎研修課程の実施者が交付する介護職員基礎研修課程を修了したことを証する書類

(イ)　受験申込書提出の際にすでに喀痰吸引等研修を修了している者にあっては喀痰吸引等研修の実施者又は都道府県が交付する喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類、受験申込書提出後に喀痰吸引等研修を修了予定の者にあっては喀痰吸引等研修の実施者又は都道府県が交付する喀痰吸引等研修を修了する見込みであることを証する書類

なお、喀痰吸引等研修を修了する見込みであることを証する書類を提出した者にあっては、平成29年２月３日（金曜日）までに、喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類を提出すること。

カ　第10回以降の介護福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者（実務経験見込証明書又は卒業見込証明書及び履修見込証明書の提出により受験票の交付を受けた者であって、実務経験証明書、卒業証明書及び履修証明書を提出していないものを除く。）にあっては、当該受験票の提出をもって、実務経験証明書、卒業証明書（学校教育法第90条第２項の規定により大学への入学を認められた者にあっては、これを証する書面）及び履修証明書の提出に代えることができる。

キ　４の(4)のイにより実技試験の免除を申請する者が提出する書類

受験申込書提出の際にすでに講習を修了している者にあっては講習の実施者が交付する介護技術講習修了証明書、受験申込書提出後に講習を修了予定の者にあっては講習の実施者が交付する介護技術講習受講決定通知書

なお、介護技術講習受講決定通知書を提出した者にあっては、平成29年２月３日（金曜日）までに、介護技術講習修了証明書を提出すること。

ク　前回又は前々回の介護福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者であって、介護技術講習修了証明書を提出したものについては、当該受験票の提出をもって介護技術講習修了証明書の提出に代えることができる。

ケ　過去の介護福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者であって、実務者研修修了証明書を提出したものについては、当該受験票の提出をもって実務者研修修了証明書の提出に代えることができる。

コ　実技試験の免除を申請した者で、講習を修了しなかった者にあっては、実技試験免除申請取下書を平成29年１月13日（金曜日）までに提出すること。提出は、原則として簡易書留郵便によることとし、同日までの消印があるものに限り受け付ける。やむを得ず直接持参する場合の受付は、平成29年１月13日（金曜日）午後５時までとする。（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び平成28年12月29日から平成29年１月３日までの間は除く。）

(2)　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、6の(1)において別に定めるものを除き、平成28年8月10日（水曜日）から平成28年9月9日（金曜日）までの間に、公益財団法人社会福祉振興・試験センターに提出すること。

イ　受験に関する書類の提出は、原則として簡易書留郵便によるものとし、平成28年9月9日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

ウ　受験に関する書類をやむを得ず直接持参する場合の受付時間は、上記期間中毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前9時30分から午後5時までとする。

エ　受験に関する書類を受理した後は、当該書類の返還及び試験地の変更は認めない。

なお、当該書類に記載されている氏名、現住所又は連絡先に変更を生じたときは、その都度氏名及び受験番号を明らかにして、その旨を公益財団法人社会福祉振興・試験センターへ届け出ること。

ただし、試験地は、事情により希望試験地とならない場合がある。

(3)　受験手数料

ア　受験手数料は、13,140円とし、受験手数料の額を公益財団法人社会福祉振興・試験センター所定の5連式払込用紙を用い、ゆうちょ銀行の振替又はその他の金融機関からの振込により納付すること。この場合において、ゆうちょ銀行の振替等に要する費用は受験者の負担とする。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

(4)　受験票の交付

ア　筆記試験受験票は、平成28年12月9日（金曜日）に投函し郵送により交付する。

イ　実技試験受験票は、筆記試験の合格者（4の(4)により実技試験が免除される者を除く。）に対して、平成29年2月17日（金曜日）に投函し郵送により交付する。

また、実技試験受験票に当該試験に合格した旨を併せて記載する。

7　携帯電話等の通信機器の持込みについて

実技試験においては、不正行為等防止の観点から、試験会場での受付後は、携帯電話等の通信機器の所持を禁止する。携帯電話等の通信機器を持ち込んだ者は、受付前に携帯電話等預かり所で、預けるものとする。

この受験条件に違反した者は、受験前の場合は受験を認めず、受験後の場合は当該受験を無効とする。

8　合格基準の考え方

(1)　筆記試験

次の2つの条件を満たした者を筆記試験の合格者とする。

ア　問題の総得点の60％程度を基準として、問題の難易度で補正した点数以上の得点の者であること。

イ　アを満たした者のうち、以下の試験科目11科目群すべてにおいて得点があった者であること。

①人間の尊厳と自立、介護の基本　②人間関係とコミュニケーション、コミュニケーション技術　③社会の理解　④生活支援技術　⑤介護過程　⑥発達と老化の理解　⑦認知症の理解　⑧障害の理解　⑨こころとからだのしくみ　⑩医療的ケア　⑪総合問題

(2)　実技試験

課題の総得点の60％程度を基準として、課題の難易度で補正した点数以上の得点の者を実技試験の合格者とする。

9　合格者の発表

(1)　試験の合格者は、平成29年3月28日（火曜日）午後に、厚生労働省及び公益財団法人社会福祉振興・試験センターにその受験番号を掲示して発表するとともに、公益財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ上に合格者の受験番号を掲載する。

(2)　合格者には、介護福祉士国家試験合格証書を平成29年3月28日（火曜日）に投函し郵送により交付する。

(3)　5の(1)、(2)のカ、(3)又は(4)に該当する者で、実務経験見込証明書を提出したものについては、6の(1)のイに示した期日までに実務経験証明書の提出がないときは、当該受験を無効とする。

(4)　5の(1)に該当する者で、実務者研修修了見込証明書を提出したものについては、6の(1)のウに示した期日までに実務者研修修了証明書の提出がないときは、当該受験を無効とする。

(5)　5の(2)に該当する合格者で、卒業見込証明書を提出したもの（平成20年度以前に入学した者にあっては、卒業見込証明書及び履修見込証明書）については、平成29年3月31日（金曜日）までに卒業することを条件として合格させることとし、卒業証明書（平成20年度以前に入学した者にあっては、卒業証明書及び履修証明書）が提出された日以降に合格証書を投函し郵送により交付する。当該証明書の提出がないときは、当該受験を無効とする。

(6)　5の(4)に該当する者で、喀痰吸引等研修を修了する見込みであることを証する書類を提出したものについては、6の(1)のオの(イ)に示した期日までに喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類の提出がないときは、当該受験を無効とする。

(7)　4の(4)のイによる実技試験の免除を申請した者のうち、介護技術講習受講決定通知書を提出した者（6の(1)のコに示した期日までに、実技試験免除申請取下書を提出した者を除く。）にあっては、6の(1)のキに示した期日までに介護技術講習修了証明書の提出がないときは、当該受験を無効とする。

10　受験の申込みに必要な書類の請求

受験の手引、受験申込書、払込用紙等受験の申込みに必要な書類の請求は、原則として公益財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ上の請求窓口又は郵便はがきによって行うこととし、郵便はがきの場合は、はがきの裏面に請求者の郵便番号、住所、氏名及び電話番号並びに受験の手引等の必要数（「介護福祉士受験の手引等○人分請求」と記載すること。）を明記して公益財団法人社会福祉振興・試験センターに申し込むこと。

11　その他

(1)　試験の詳細については、公益財団法人社会福祉振興・試験センターが発行する「受験の手引」を参照すること。

(2)　受験に際し、身体に障害があるなどのため別室の設定、手話通訳者の付与等何らかの配慮を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

12　試験に関する照会先　公益財団法人社会福祉振興・試験センター　東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号　郵便番号150－0002　電話番号03（3486）7521　試験案内専用電話番号03（3486）7559（音声及びファクシミリ）　ホームページ http://www.sssc.or.jp/

**介護福祉士試験委員の公告**

第29回介護福祉士国家試験の試験委員を次のとおり公告する。

平成28年7月1日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

試験委員長　根本　嘉昭

副委員長

朝倉　京子　臼井　正樹　遠藤　英俊
川井太加子　川手　信行　谷口　敏代
峯尾　武巳　山野　英伯

委員（筆記）

天野　由以　飯干紀代子　伊藤　秀一
伊藤　直子　井上　善行　梅垣　宏行
梅本　旬子　大木　和子　大原　昌樹
小川　純人　奥田　都子　小倉　毅
金井　守　金子　英司　川越　正平
北村　世都　蔵野ともみ　小池　竜司
澤　宣夫　白井　孝子　髙岡　理恵
髙山由美子　田口　潤　竹内　美幸
武田　卓也　辻　哲也　津田理恵子
東海林初枝　永井　優子　長谷　憲明
中村　大介　奈良　環　朴　美蘭
花畑　明美　原口　道子　阪東美智子

柊崎　京子　古田　伸夫　本名　靖
松井　奈美　松本由美子　水谷なおみ
森田慎二郎　八木　裕子　吉賀　成子
吉田　清子

委員（実技）

赤羽　克子　阿部　秀樹　阿部　正昭
安藤　美樹　石井　忍　泉　佳代子
井上　理絵　大崎　千秋　岡田　史
加藤美智子　金津　春江　鎌田　恵子
釜土　禮子　河本　由美　北川香奈子
木村　晴惠　倉持有希子　澤　智之
三瓶　典子　柴田　範子　柴山志穂美
嶋田　直美　髙橋美岐子　髙橋　泰徳
中村　幸子　鍋島恵美子　野村　敬子
畠山　仁美　福沢　節子　藤田　秀剛
藤山　利美　眞鍋　誠子　三木真生子
壬生　尚美　三宅　道子　保倉　寿子
山中由美子　山本かの子　山谷里希子
横井　光治

## 平成28年度旅行業務取扱管理者試験の公示

旅行業法（昭和27年法律第239号）第11条の3第1項の規定による試験を次のとおり行う。

平成28年7月1日

観光庁長官　田村明比古

1．試験の種類　総合旅行業務取扱管理者試験
2．試験地　北海道、宮城県、東京都、愛知県、兵庫県、広島県、福岡県及び沖縄県
3．試験日　平成28年10月9日（日）
4．試験科目　試験は、次に掲げる科目について、筆記方式により行う。
(1)　旅行業法及びこれに基づく命令
(2)　旅行業約款、運送約款及び宿泊約款
(3)　「国内旅行実務」
ア．本邦内の運送機関及び宿泊施設の利用料金その他の本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関連する料金
イ．本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関する実務
(4)　「海外旅行実務」
ア．本邦外の運送機関の利用料金その他の本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に関連する料金
イ．旅券の申請手続、通関手続、検疫手続、為替管理その他の本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に必要な法令
ウ．本邦及び主要国における出入国に必要な手続に関する実務
エ．主要国の観光
オ．本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に必要な語学
カ．本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に関する実務

5．受験手続
(1)　受験願書受付期間及び受付時間
受験願書提出先へ持参する場合の受付期間は、平成28年8月1日（月）から平成28年8月5日（金）までとし、受付時間は10時から16時までとする（正午から13時の間を除く）。
なお、受験願書提出先へ郵送する場合は、平成28年7月1日（金）から平成28年8月5日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。
(2)　受験願書提出先
一般社団法人日本旅行業協会
（東京都千代田区霞が関3丁目3番3号　全日通霞が関ビル3階）
（郵便番号100―0013）
(3)　受験手数料
ア．試験を受けようとする者は、受験願書を提出する際に受験手数料6,500円を郵便局からの払込み又は銀行振込みにより一般社団法人日本旅行業協会宛納付すること。
なお、受験手数料を払込み又は振込みした際に発給される受験手数料の納付を証明する書類を受験願書に添付すること。
イ．受験手数料を受領した後は、いかなる場合でも返還しない。
(4)　受験票の送付
受験願書が完備し、かつ、受験手数料を納付した者に対し、受験票を送付する。

6．試験の免除
(1)　平成27年度総合旅行業務取扱管理者試験の「海外旅行実務」科目合格者
ア．平成27年度総合旅行業務取扱管理者試験の「海外旅行実務」科目合格者は、4に掲げる試験科目のうち、(4)の科目について試験の免除を受けることができる。
イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成27年度総合旅行業務取扱管理者試験の結果通知書の写しを添付すること。
(2)　平成27年度総合旅行業務取扱管理者試験の「国内旅行実務」科目合格者
ア．平成27年度総合旅行業務取扱管理者試験の「国内旅行実務」科目合格者は、4に掲げる試験科目のうち、(3)の科目について試験の免除を受けることができる。
イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成26年度総合旅行業務取扱管理者試験の結果通知書の写しを添付すること。
(3)　平成27年度総合旅行業務取扱管理者試験の「国内旅行実務」及び「海外旅行実務」科目合格者
ア．平成27年度総合旅行業務取扱管理者試験の「国内旅行実務」及び「海外旅行実務」科目合格者は、4に掲げる試験科目のうち、(3)及び(4)の科目についての試験の免除を受けることができる。
イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成27年度総合旅行業務取扱管理者試験の結果通知書の写しを添付すること。
(4)　国内旅行業務取扱管理者有資格者
ア．国内旅行業務取扱管理者有資格者は、4に掲げる試験科目のうち、(1)及び(3)の科目について試験の免除を受けることができる。
イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に国内旅行業務取扱主任者認定証の写し又は国内旅行業務取扱主任者試験合格証若しくは国内旅行業務取扱管理者試験合格証の写しを添付すること。
(5)　国内旅行業務取扱管理者有資格者で平成27年度総合旅行業務取扱管理者試験の「海外旅行実務」科目合格者
ア．国内旅行業務取扱管理者有資格者で平成27年度総合旅行業務取扱管理者試験の「海外旅行実務」科目合格者は、4に掲げる試験科目のうち、(1)、(3)及び(4)の科目について試験の免除を受けることができる。
イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に国内旅行業務取扱主任者認定証の写し又は国内旅行業務取扱主任者試験若しくは国内旅行業務取扱管理者試験の合格証の写し及び平成27年度総合旅行業務取扱管理者試験の結果通知書の写しを添付すること。
(6)　平成27年度又は28年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「海外旅行実務」修了者
ア．一般社団法人日本旅行業協会が平成27年度又は28年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「海外旅行実務」課程を修了した者は、4に掲げる試験科目のうち、(4)の科目について試験の免除を受けることができる。
イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成27年度又は28年度総合旅行業務取扱管理者研修の修了証書の写しを添付すること。
(7)　平成27年度又は28年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「海外旅行実務」修了者で平成27年度総合旅行業務取扱管理者試験の「国内旅行実務」科目合格者
ア．一般社団法人日本旅行業協会が平成27年度又は28年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「海外旅行実務」課程を修了した者で平成27年度総合旅行業務取扱管理者試験の「国内旅行実務」科目合格者は、4に掲げる試験科目のうち、(3)及び(4)の科目について試験の免除を受けることができる。
イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成27年度又は28年度総合旅行業務取扱管理者研修の修了証書の写し及び平成27年度総合旅行業務取扱管理者試験の結果通知書の写しを添付すること。